

国立大学法人千葉大学学長解任申出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第17条第5項に基づく国立大学法人千葉大学長(以下「学長」という。)の解任申出に関し、必要な事項を定める。

(解任申出の要件)

第2条 国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議(以下「学長選考・監察会議」という。)は、学長が次の各号の一に該当するときは、文部科学大臣に学長の解任を申し出ることができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の執行が適当でないため、本学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。
- 四 その他学長たるに適しないと認められるとき。

(職務執行状況の報告)

第2条の2 学長選考・監察会議は、国立大学法人千葉大学監事監査規程第15条による報告を受けたとき、又は学長が前条に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(解任の請求及びその審議)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる場合には、当該請求等について審議する。

- 一 常勤の理事並びに専任の教授、准教授、講師、助教及び助手並びに係長相当職以上の事務職員及び技術職員のうちの3分の1以上の者から学長解任の請求がなされたとき。
- 二 学長選考・監察会議の3分の1以上の委員から学長解任の請求がなされたとき。
- 三 学長選考・監察会議議長が必要と認めたとき。

2 学長選考・監察会議は、前項に規定する請求についての審議に際し、必要に応じて、学長、請求者若しくはその他必要な者から事情聴取を行うことができる。

(調査委員会)

第4条 学長選考・監察会議は、前条に規定する請求についての審議に際し、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

2 前項の調査委員会の構成は学長選考・監察会議で審議し、決定する。

(解任申出是非の審議)

第5条 学長選考・監察会議は、第3条に規定する請求についての審議の結果、当該請求が正当であると判断した場合、学長の解任申出の是非について審議を行う。

2 第7条に規定する意向聴取があった場合は、学長選考・監察会議は、その結果を参考にして解任申出の是非を審議する。

(弁明の機会)

第6条 学長選考・監察会議は、前条に規定する解任申出是非の審議に際し、適切な機会に、学長に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(解任申出に係る学内の意向聴取)

第7条 学長選考・監察会議は、第5条に規定する解任申出是非の審議に際し、学内の意向を聴取することができる。

2 前項に規定する意向聴取の方法は、学内意向聴取対象者の単記無記名の投票によるものとする。

3 前2項に規定する意向聴取については、国立大学法人千葉大学学長選考規程(以下「学長選考規程」という。)第5条第2項から第4項まで、第6条、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、学長選考規程第5条第2項及び第6条中の字句については、別表に定めるとおり読み替えるものとする。

(解任申出是非の決議)

第8条 第5条に規定する審議において、解任申出是非の決議は、国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議規程第6条の規定にかかわらず、学長選考・監察会議委員定数の3分の2以上の賛成がなければならない。

2 学長選考・監察会議は、前項に規定する決議結果を学長に通知するとともに学内に公示する。

3 前条に規定する意向聴取があった場合、その結果は、前項の公示の際にあわせて公示する。

4 学長選考・監察会議は、第1項に規定する決議において解任申出を是とした場合、文部科学大臣に学長解任の申出を行う。

(細則等)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

2 この規程の解釈について疑義があるときは、学長選考・監察会議がこれを決定する。

(改正の手続)

第10条 この規程は、学長選考・監察会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、改正することができない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

読み替えられる学長選考規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第2項	学長並びに常勤の理事	常勤の理事
第6条	学長の選考を行うときは、選考日程その他必要な事項を定め、学内意向聴取を行う日の1月前までに公示	学長の解任申出に係る学内の意向聴取については、意向聴取を行う日の2週間前までに公示